

障害児通所に係る交通費を助成します

(目的)

この事業は、障害児通所支援を行う施設に通所する児に対し、通所に要する交通費の一部を助成することにより、当該児の保護者の経済的負担を軽減し、もって福祉の増進を図ることを目的としています。

(対象となる通所施設)

- ☐ 児童発達支援
- ☐ 医療型児童発達支援
- ☐ 放課後等デイサービス

(助成の対象)

児の保護者が自家用車等により当該障害児に付添いしたときは、当該保護者に対し交通費を助成する。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、交通費の助成を行いません。

- 施設の送迎を利用できる場合
- 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条第1項第3号に規定する交通費の支給を受けることができる場合
- 生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条第2号に規定する移送費の支給を受けることができる場合
- 前2号に準ずる支給を受けることができる場合

(助成金の額等)

交通費の助成金の額は、児の自宅から通所している施設所在地までの路程（一般に利用しうる最短経路で算出します）とし、別表に定める距離を基準単価とします。

算出方法【助成金の額＝片道分の距離単価×2（往復分）×通所回数】

(申請及び決定)

- ☐ 厚岸町障害児通所交通費助成申請書（別記様式第1号）
- ☐ 通所証明書（別記様式第2号）

申請期限 通所した日の属する年度の末日までに申請してください。

裏面【片道分の距離に応じた交通費の単価表】

別表（第4条関係）

片道分の距離	交通費の単価
10km以上15km未満	60円
15km以上20km未満	90円
20km以上25km未満	120円
25km以上30km未満	150円
30km以上35km未満	180円
35km以上40km未満	210円
40km以上45km未満	250円
45km以上50km未満	280円
50km以上55km未満	310円
55km以上60km未満	340円
60km以上75km未満	370円
75km以上100km未満	460円
100km以上125km未満	610円
125km以上150km未満	770円
150km以上175km未満	920円
175km以上200km未満	1,070円
200km以上225km未満	1,230円
225km以上250km未満	1,380円
250km以上275km未満	1,530円
275km以上300km未満	1,680円
300km以上	1,840円